

高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（補助事業）</p> <p>第4条 補助事業は、補助事業者が行う次に掲げる事業とする。</p> <p>（1） 鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日付け国鉄施第106号。以下「総合安全対策事業要綱」という。）第32条第1号に規定する生活交通改善事業計画に基づき行われる鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に該当する事業（当該生活交通改善事業計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画に基づく事業であって、知事が必要があると認める事業を含む。）</p> <p>（2） 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国鉄業第102号。以下「維持改善事業要綱」という。）第98条第2項に規定する設備の整備等であって、維持改善事業要綱第99条第1項の生活交通確保維持改善計画又は同条第2項に規定する生活交通改善事業計画に基づき行われる鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に該当する事業（当該生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画に基づく事業であって、知事が必要があると認める事業を含む。）</p> <p>（3） 地域における受入環境整備促進事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観産第690号。以下「地域における受入環境整備促進事業要綱」という。）第2条第2号に規定する交通サービスインバウンド対応支援事業に該当する事業</p> <p>（4） 総合安全対策事業要綱第4条に規定する老朽化対策事業に該当する事業</p> <p>（5） 維持改善事業要綱第74条第2項に規定する補助対象事業等であって、維持改善事業要綱第75条第1項の生活交通確保維持改善計画又は同条第2項に規定する生活交通改善事業計画に基づき行われるバリアフリー化設備等整備事業に該当する事業</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（補助事業）</p> <p>第4条 補助事業は、補助事業者が行う次に掲げる事業とする。</p> <p>（1） 鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日付け国鉄施第106号。以下「総合安全対策事業要綱」という。）第32条第1号に規定する生活交通改善事業計画に基づき行われる鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に該当する事業（当該生活交通改善事業計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画に基づく事業であって、知事が必要があると認める事業を含む。）</p> <p>（2） 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国鉄業第102号。以下「維持改善事業要綱」という。）第98条第2項に規定する設備の整備等であって、維持改善事業要綱第99条第1項の生活交通確保維持改善計画又は同条第2項に規定する生活交通改善事業計画に基づき行われる鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に該当する事業（当該生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画に基づく事業であって、知事が必要があると認める事業を含む。）</p> <p>（3） 地域における受入環境整備促進事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観産第690号。以下「地域における受入環境整備促進事業要綱」という。）第2条第2号に規定する交通サービスインバウンド対応支援事業に該当する事業</p> <p>（4） 総合安全対策事業要綱第4条に規定する老朽化対策事業に該当する事業</p> <p>（5） 維持改善事業要綱第74条第2項に規定する補助対象事業等であって、維持改善事業要綱第75条第1項の生活交通確保維持改善計画又は同条第2項に規定する生活交通改善事業計画に基づき行われるバリアフリー化設備等整備事業に該当する事業</p>

(6) 観光振興事業費補助金交付要綱（平成30年3月28日付け国総支第61号。以下「観光振興事業要綱」という。）第27条第2項に規定する補助対象事業等であって、観光振興事業要綱第26条第1項に規定する公共交通利用環境刷新計画に基づき行われる公共交通利用環境の革新等事業に該当する事業

(7) 地域における受入環境整備促進事業要綱附則第2条に規定する交通インバウンド環境革新等事業に該当する事業

(8) 総合安全対策事業要綱第20条に規定する耐震対策事業に該当する事業

(9) 観光振興事業費補助金交付要綱（ローカル鉄道観光資源活用促進事業）（令和8年4月16日付け国鉄事第137号）第5条第2項に規定する補助対象事業等であって、同要綱第4条第1項に規定するローカル鉄道観光資源活用促進計画に基づき行われるローカル鉄道観光資源活用促進事業に該当する事業

（中略）

（実績報告等）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第8号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、それにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

3 前2項において、補助事業者は、総合安全対策事業要綱第12条及び第37条、維持改善事業要綱第84条及び105条、地域における受入環境整備促進事業要綱第37条及び地域における受入環境整備促進事業要綱附則第8条第2項、観光振興事業要綱第29条又は観光振興事業費補助金交付要綱（ローカル鉄道観光資源活用促進事業）第14条第1項に基づく補助金の額の確定通知その他国の補助金の額の確定に係る通知を受理したときは、速やかにその写しを知事に提出しなければならない。

（中略）

(6) 観光振興事業費補助金交付要綱（平成30年3月28日付け国総支第61号。以下「観光振興事業要綱」という。）第27条第2項に規定する補助対象事業等であって、観光振興事業要綱第26条第1項に規定する公共交通利用環境刷新計画に基づき行われる公共交通利用環境の革新等事業に該当する事業

(7) 地域における受入環境整備促進事業要綱附則第2条に規定する交通インバウンド環境革新等事業に該当する事業

(8) 総合安全対策事業要綱第20条に規定する耐震対策事業に該当する事業

（中略）

（実績報告等）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第8号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、それにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

3 前2項において、補助事業者は、総合安全対策事業要綱第12条及び第37条、維持改善事業要綱第84条及び105条、地域における受入環境整備促進事業要綱第37条及び地域における受入環境整備促進事業要綱附則第8条第2項又は観光振興事業要綱第29条の補助金の額の確定通知その他国の補助金の額の確定に係る通知を受理したときは、速やかにその写しを知事に提出しなければならない。

（中略）

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。